

日医発第 1443 号（健Ⅱ）

令和 6 年 11 月 21 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

笹 本 洋 一

季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの定期の
予防接種における接種時期等について

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本事務連絡は、季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンに係る定期接種（B類疾病）に関して、今冬の流行に備えて、予防接種法に基づく定期接種対象者の方々がワクチンの接種を希望される場合に、その機会を逸することのないよう、接種時期や流通状況等について案内されています。

この中で令和 7 年 1 月以降も適切に接種できるよう、厚生労働省から自治体に対して、各医師会等とも相談の上、同月以降も今年度の定期接種の費用助成期間とすることを検討する等、十分な配慮を依頼するとともに、両ワクチンともに引き続き安定的に供給できる見込みであることが示されています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 20 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの定期の予防接種に
おける接種時期等について

標記について、今般、別添のとおり、都道府県衛生主管部（局）宛てに事務連絡
を発出しました。

貴会におかれましては、別添について、貴管下の会員各位に対し周知するとともに、定期接種の円滑な実施について、引き続き関係者との連携に努めていただきますようお願いいたします。

令和6年11月29日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

「季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの定期の予防接種に
おける接種時期等について」
(令和6年11月20日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事
務連絡)の訂正について

標記事務連絡につきまして、記載内容に誤りがあったため、下記のとおり訂正
いたします。

記

訂正箇所「2. 新型コロナワクチンについて」

【誤（令和6年11月20日事務連絡）】

11月15日（金）現在では約2,163万本の流通在庫がある旨の報告を受けてい
ます。

【正】

11月15日（金）現在では約2,163万回分の流通在庫がある旨の報告を受けて
います。

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 20 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの定期の予防接種に
おける接種時期等について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチン（以下「ワクチン」という。）に係る定期接種（B 類疾病）に関して、2024/2025 シーズンに係るワクチンの供給及び留意点等については、既に「季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの供給等について」（令和 6 年 9 月 19 日付け医政産情企発 0919 第 1 号、感予発 0919 第 1 号厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長、健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長連名通知）にてお示ししたところです。

今冬の流行に備えて、予防接種法に基づく定期接種対象者の方々がワクチンの接種を希望される場合に、その機会を逸することのないよう、接種時期や流通状況等について下記のとおりお示します。

記

1. 季節性インフルエンザワクチンについて

国内のインフルエンザの定点当たり報告数は、定点当たりの患者報告数が流行開始の目安となる 1.00 を上回りました。このような状況を踏まえ、定期接種を受けることを希望される方が令和 7 年 1 月以降も適切に接種できるよう、貴部局におかれましては、各医師会等とも相談の上、同月以降も今年度の定期接種の費用助成期間とすることを検討する等、十分な配慮をお願いします。

なお、一般社団法人日本ワクチン産業協会等からは、今年度の定期接種に用いる季節性インフルエンザワクチンについて、約 2,590 万本（1 mL を 1 本に換算した量で、1 本当たり成人 2 回分）が既に市場へ供給され、11 月 15 日（金）現在では約 539 万本の流通在庫がある旨の報告を受けています。このため、今年度の季節性インフルエンザワクチンは、引き続き安定的に供給できる見込みです。

2. 新型コロナワクチンについて

新型コロナウイルスは、現在 JN.1 系統の下位系統である KP.3 系統とその下位系統が主流となっています。今シーズンの定期接種に用いられているワクチンは、JN.1 系統に対応したワクチンであり、現在の流行株に対して有効性が期待されています。新型コロナワクチンの定期接種は、重症化予防を目的としており、これまで冬にかけて感染拡大が見られていること等から、秋冬に実施しております。

このような状況を踏まえ、定期接種を受けることを希望される方が令和 7 年 1 月以降も適切に接種できるよう、貴部局におかれましては、各医師会等とも相談の上、同月以降も今年度の定期接種の費用助成期間とすることを検討する等、十分な配慮をお願いします。

なお、各新型コロナワクチン製造販売業者からは、今年度の定期接種に用いる新型コロナワクチンについて、約 2,687 万回分が既に市場へ供給され、11 月 15 日（金）現在では約 2,163 万回分の流通在庫がある旨の報告を受けています。このため、今年度の新型コロナワクチンは、引き続き安定的に供給できる見込みです。

3. その他

貴局部におかれましては、医療機関等の貴管内関係者へ周知するとともに、ワクチンの円滑な接種に向けて、関係者との連携に努めていただきますようお願いいたします。

以上